

平成 24 年度 中小企業支援計画（案）

目 次

	頁
I. 中小企業を取り巻く現状	1
II. 平成24年度の基本方針	1
III. 国の事業	2
1. 事業の実施体制	2
2. 事業の概要	2
(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底	2
(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備	4
(3) 中小企業の人材の育成・確保支援	5
(4) 中小企業の海外展開支援	5
(5) 公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に 貢献できるような体制の整備	6
(6) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	7
(7) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業	7
IV. 都道府県の事業	8
1. 事業の実施体制	8
2. 事業の概要	8
(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底	8
(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備	9
(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	9

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業	1 0
1. 事業の実施体制	1 0
2. 事業の概要	1 0
（1）中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進	1 0
（2）中小企業の経営基盤の強化	1 1
（3）中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化	1 2
（4）東日本大震災からの復旧・復興に関する事業	1 3

平成 24 年度中小企業支援計画（案）

I. 中小企業を取り巻く環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらすとともに、津波被害や原子力発電所の事故、電力供給制約等の様々な事象を引き起こし、中小企業にも甚大な影響が生じることとなった。さらに、未曾有の円高や、タイ王国における大洪水の発生等の影響により、中小企業は、厳しい内外環境下に置かれている。

そのため、政府は、資金繰り支援、二重債務問題対策、中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備の支援等に万全を期すとともに、引き続き、復興支援に全力で取り組むこととしている。

加えて、厳しい内外環境を勝ち抜く中小企業の経営力強化を図るため、①経営支援の担い手の多様化・活性化、②中小企業の海外展開の一層推進、③中小企業の技術力の強化・承継の促進、④まちづくりと一体的な中小商業政策などの支援に幅広く取り組むこととしている。

こうした中、中小企業の業況は、持ち直しの動きが見られるものの、円高等の影響が懸念され、予断を許さない状況にあり、引き続き、中小企業への支援に万全を期していくことが必要である。

II. 平成 24 年度の基本方針

中小企業は我が国経済の活力の源泉であるとともに、地域経済社会や雇用を支える存在でもある。我が国経済が各種の困難や制約要因に直面している中、これを乗り越え、再生を果たすためには、中小企業の活性化が必要不可欠である。

このため、平成 24 年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、「中小企業憲章」の行動指針に示されている柱に沿って、中小企業の経営資源の確保が図られるよう基本方針を定める。

第一に、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底するとともに、起業・新事業展開のしやすい環境を整えるため、中小企業の経営力の向上を図る経営支援体制の強化事業、中小企業の技術力向上のための研究開発事業及び中小企業の新分野への進出を促進する中小企業の販路開拓事業等を実施する。

第二に、中小企業の人材の育成・確保を支援するため、中小企業人材対策事業を実施する。

第三に、中小企業の海外展開支援体制の充実を図るため、海外展開等支援事業を実施する。

第四に、公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に貢献できるような体制を整備するため、中小企業取引適正化対策事業や地域コミュニティを担う商店街の活性化事業等を実施する。

また、中小企業の経済的社会的環境変化への適応の円滑化を図るため、事業再生支援事業等を重要な政策課題として支援するとともに、復興支援については各段階において、被災中小企業のニーズを踏まえ、必要な対策を講ずるなど、中小企業の着実な成長を確保する。

なお、本支援計画の実施に当たっては、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することが重要である。今後とも、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、その重要性は高まっていくものである。

Ⅲ．国の事業

１．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルのモデル事業やマッチング機会の提供事業を都道府県、中小機構、都道府県中小企業支援センター等の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業の見直しを行うものとする。

２．事業の概要 ※数字は平成２４年度予算額

（１）中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①中小企業経営支援等対策

ア 中小企業支援ネットワーク強化事業

３０．０億円

幅広い中小企業支援機関から成るネットワークを経済産業局を中心に構築し、中小企業支援の専門知識だけでなく実績豊富な相談員が、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度・専門的な経営課題に直接対応し、必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える経営課題への支援体制の強化を図る。

イ ＩＴクラウドを活用した中小企業経営基盤強化

２．０億円（新規）

小規模事業者等の経営力向上、円滑な資金調達（金融機関等へのアカウントビリティ達成）に不可欠である財務管理等の促進等の観点から、商工会等の記帳指導のサポート及び小規模事業者等自らによる記帳の推進のため、インターネットを活用した財務管理の基盤システム（ネットｄｅ記帳）等の導入・普及促進を支援する。

ウ 特許等取得活用支援事業

16.0億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

②戦略的基盤技術高度化支援事業

132.0億円

我が国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化等に向けて、中小企業の研究開発から試作段階までの取組を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

③地域イノベーション創出実証研究補助事業

2.8億円（新規）

地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業を始めとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体による実証研究を支援する。

④ものづくり指導者養成支援事業

0.5億円（新規）

中小企業ものづくり現場では、団塊世代の一斉退職等による技術力低下への対策が喫緊の課題となっている。また、OB人材等が海外へ技術指導に行くことによる技術流出を防止することが必要。

そのため、OB人材等に指導者としてのスキルを身につけさせ、現場従業員を教育させることで、技術流出を防止しつつ、ものづくり中小企業の技術力維持・向上を支援する。

⑤小規模企業支援対策

ア 指導事業

3.9億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

イ 経営安定特別相談事業

0. 4 億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

⑥指導機関指導員能力向上研修等関連事業

1. 7 億円

組合を設立しようとする中小企業や経営課題を抱えている組合等の組織連携に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会指導員に対して、中小企業団体中央会が実施する能力向上に必要な指導・研修事業を支援する。

また、中小企業団体中央会が実施する中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や、中小企業組合の設立同行調査を始めとする各種調査・情報提供等に対して支援する。

⑦高度実践型支援人材育成事業

2. 0 億円（新規）

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受入れて実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

（２）起業・新事業展開しやすい環境の整備

①新事業活動促進支援事業

20. 0 億円

地域の基幹産業である商工業と農林漁業の連携を支援する中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）や、異分野・異業種の中小企業の連携を支援する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）等に基づき、中小企業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する。

②地域力活用新事業創出支援事業

17. 7 億円

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とし、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力し地域資源を活用した特産品開発等やその販路開拓などの取組を支援するための事業に対して支援する。

③中小企業活路開拓調査・実現化事業

3. 2 億円

効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、全国中小企業団体中央会が支援する新たな活路の開拓を図るための調査研究や実現化に向けた取組を支援する。

(3) 中小企業の人材の育成・確保支援

中小企業人材対策事業

24. 9 億円（平成23年度三次補正予算）

中小企業の優秀な若手人材確保のため、新卒者等に対して、技能等を習得するための中小企業への職場実習を支援するほか、地域の中小企業団体等と大学等が連携し、両者の関係構築から中小企業と新卒者のマッチング、若手人材の定着までを一気通貫に行う取組を支援する。

(4) 中小企業の海外展開支援

①中小企業海外展開支援対策

ア 中小企業海外展開支援事業

27. 6 億円

我が国中小企業の海外市場開拓の推進のため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）と中小機構が連携し、海外展開を国内での準備段階から海外のビジネスパートナーとの契約締結段階までを支援する体制を整備し、中小企業の海外展開を支援する。

イ グローバル技術連携支援事業

6. 0 億円（新規）

我が国中小企業の技術力強化と海外展開を推進するため、技術流出対策を念頭に置きながら、世界市場獲得を目指す中小企業の連携体が行う試作品開発等を支援する。

ウ JAPANブランド育成支援事業

3. 9 億円

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が協働し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外市場開拓の取組に対し支援を実施する。

②地域中小企業等外国出願支援事業

1. 5 億円

中小企業における戦略的な外国への特許出願等を促進するため、都道府

県等中小企業支援センターを通じて、中小企業の外国での出願（特許、意匠、商標）を支援する。

（５）公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に貢献できるような体制の整備

①中小企業取引適正化対策事業

ア 下請かけこみ寺事業

３．９億円

全国４８箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争手続（ＡＤＲ）による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

イ 下請取引改善事業

０．８億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

ウ 官公需情報提供事業

０．３億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報をロボット検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目別等）に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需情報ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

②商店街活性化対策

ア 中小商業活力向上事業

１８．０億円

地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図るため、社会課題に対応した集客力向上及び売り上げ増加の効果のある取組を支援する。

イ 全国商店街振興組合連合会補助事業

１．８億円

全国商店街振興組合連合会が行う商店街活性化に係る研究会、都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修事業及び商店街が実施する基礎的活動等を支援する。

③地域商業再生事業

15.0億円（新規）

商店街とまちづくり会社や特定非営利法人等とが一体となって、地域の状況を丁寧に調査し、地域のまちづくり計画と整合的な地域コミュニティの機能再生を図る取組を支援する。

④戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

24.1億円

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性協議会の設置・運営等を支援する。

（6）中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業再生支援協議会事業

47.0億円

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生及び事業引継ぎについての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家が中心となり中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家と支援チームを編成し、再生計画策定及び金融機関との調整を支援する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

（7）東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

①中小商業活力向上事業、地域商業再生事業

復興段階においては、被災中小企業のニーズを踏まえつつ、平成24年度予算を活用して、地域の絆の結節点となる商店街の賑わいやコミュニティ機能の強化を支援するとともに、地域産品の開発や販路開拓等についてきめ細やかな対応を行う。

②中小企業等の再生支援

3. 0億円（新規）

甚大な被害を受けた事業者の二重債務対策に引き続き取り組み、再生を支援する。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との「対話と協力」を通じて、適切な役割分担の下で必要な連携を積極的に進めるとともに、地域の関係機関、団体等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることを期待する。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待する。

2. 事業の概要

（1）中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

④小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小

規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑤ 中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑥ その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備

① 経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

② その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に対する支援事業。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

① 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する事業。

② その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第二期中期目標（平成21年2月27日付け財務大臣及び経済産業大臣策定）に基づき、全国的視点に立って、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、多様な支援ツールを活用しつつ機動的に支援を行うとともに、中小機構の地域本部等と地域支援機関等との連携強化や中小機構の培った支援ノウハウの提供等を通じて、全体としての相乗効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小企業大学校等において、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関等、大学等との連携体制を構築の上、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2. 事業の概要

平成24年度の事業実施にあつては、上記の観点を踏まえ、本部・地域本部が有する支援ツールを有効に活用し、高度な専門性を要する経営課題等への支援や地域支援機関等との連携強化を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

（1）中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

①新事業創出・販路開拓等支援事業等

中小企業の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業者に対して計画策定等の支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業者等に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行う。

さらに、中小企業の国際化に対する支援を行うため、中小企業が海外展開（海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等）を図る上で生じる経営課題を解決するための有益な情報提供、アドバイス等を実施する。本事業を円滑に推進するため、地域支援機関等との連携によるセミナーや個別相談会等を開催する。加えて、海外市場開拓を志向する中小企業に対して、ジェトロ等関係機関と連携し、国内外の展示会への出展支援を行う。

②インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

①中小企業支援機関連携強化事業

地域支援機関等との連携強化、支援ノウハウの共有を図るため、支援実務者を対象とした研修や、地域支援機関等の連携強化を目的とする連絡会議やセミナー等を実施する。

また、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供により地域支援機関等との連携を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

さらに、国が行う「中小企業支援ネットワーク強化事業」が円滑に進むよう、巡回対応相談員の能力向上に向けた支援や支援事例の情報提供等を行うとともに、地域支援機関等の連携強化に資する取組を行う。また、中小企業の事業承継支援が円滑に進むよう、支援事例等の情報提供等を行う。

②地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業、都道府県や地域支援機関等の中小企業支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト(J-N e t 2 1)を運営する。加えて、中小企業の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業に対して支援施策の浸透等を図る。

③養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題の解決能力の向上を目指す中小企業の経営者及び経営幹部等や、中小企業に対し質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

ア 中小企業者向け研修

中小企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業の経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

イ 中小企業支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

④高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を図る。

加えて、総合特別区域法（平成２３年法律第８１号）に基づき市町村と連携して行う高度化事業制度について、事業の利用可能性のある市町村に対し、当該制度の普及を図り、円滑な実施に努める。

⑤中心市街地商店街等活性化支援事業

ア 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。

イ 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

（３）中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業等に対し、経営資源の確保等を支援するための適切な措置を迅速に講じる。

具体的には、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業等に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業の事業再建等の支援を行う。

加えて、展示即売会・商談会の開催等による販路開拓の支援など、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を行う。

また、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。